

山形県再生骨材使用基準

平成19年 3月

山形県土木部

1 適用範囲

本使用基準は、移動式及び固定式の再生骨材プラントで製造される再生骨材に適用する。

なお、本使用基準に示す規定以外の事項については、山形県土木部制定の「土木工事共通仕様書」及び「プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）」によるものとする。

2 再生骨材の種類

再生骨材の種類は、山形県土木部制定の「土木工事共通仕様書」及び「プラント再生舗装技術指針」によるもののほか、所定の品質基準を必要としない無規格品（最大粒径40mm、80mm）とする。

3 再生骨材の利用

再生骨材は、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設があり、かつ、再生資材のストックが確認された場合、下記の要件に従い、建設工事において可能な限り使用しなければならない。また、設計図書においても再生資材の使用を明示しなければならない。なお、再生資材のストック量は、山形県建設事業情報総合管理システム又は山形県副産物情報ホームページを利用し確認する事が可能である。

(1) 資材不足等により再生骨材を入手できない場合は、請負業者より工事現場から40kmの範囲内、かつ同一管内（7ブロック）の中間処理施設（「土木関係設計単価」に掲載のある施設）の再生骨材の在庫状況を確認し、供給不可の調査結果と新材に変更したい旨の工事打ち合わせ簿等での協議を受け、設計変更することを原則とする。（別途記入様式例による）

(2) 請負業者からの協議を受けた場合は、山形県建設事業情報総合管理システム又は山形県副産物情報ホームページで現場40km範囲内の再生骨材の在庫状況を確認し、その状況を別紙に記入又は印字し管外であっても在庫がある場合は請負業者と再度協議の上、請負業者の承諾をもって使用することとする。

この協議により、管外（工事施工場所の単価地区以外）の再生骨材を使用する場合の単価は、原則として供給元の再資源化施設のある地区の単価を調査し使用することとする。

また、この協議により、再生骨材を使用することができない場合は、原則として新材に変更することとする。

なお、各工事間において再生資材使用量の調整が必要な場合、建設副産物対

策連絡協議会の各ブロック会議において調整しなければならない。

4 基礎材、裏込材等の用途に利用できる再生資材は、所定の品質基準を必要としない無規格品（最大粒径40mm、80mm）とする。なお、安定計算を必要とする重要構造物の基礎材等には、無規格品は使用しないこととする。

無規格品のストックがない場合は、規格品の再生骨材と新材を比較し、経済的な資材を採用すること。また、発注後に資材不足が判明した場合は、前記「3 再生骨材の利用」により、設計変更を行わなければならない。

なお、基礎材、裏込材等に使用する再生資材は、アスファルト塊混入率等特に定めない。

5 下層路盤材、歩道路盤材の利用

下層路盤材及び歩道路盤材としての用途に利用できる再生資材は、再資源化施設から搬入されるもの又は工事現場内で破碎処理されるものとし、下記の品質基準を満足するものとする。なお、上層路盤材には、所定の品質基準を満足する再生資材が流通していないことから、当面使用しないこととする。

また、発注後に資材不足が判明した場合は、前記「3 再生骨材の利用」により設計変更を行わなければならない。

(1) 品質基準

a：すり減り減量

下層路盤材、歩道路盤材等に用いる再生骨材は、すり減り原料が50%以下でなければならない。なお、試験方法は、「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験方法（JIS A 1121準拠）によるものとし、粒度は道路用碎石s-13（13～5mm）とする。

b：塑性指数（下層路盤材の場合のみ）

下層路盤材に利用する場合の品質基準に、「土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205」による塑性指数PIが6以下であること。

c : 粒度範囲

再生骨材の粒度は、JIS A 5001によるものとする。なお、試験方法は、骨材のふるい分け試験方法 (JIS A 1102準拠) によるものとする。

再生骨材の望ましい粒度範囲 (JIS A 5001 より)

粒度範囲 ふるい目の開き		40~0 (RC - 40)	30~0 (RC - 30)	20~0 (RC - 20)
(%)	50.0 mm	100		
	37.5 mm	95 ~ 100		
	31.5 mm	-	95 ~ 100	
	26.5 mm	-	-	
	19.0 mm	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100
	13.2 mm	-	-	60 ~ 90
	4.75 mm	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50
	2.36 mm	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたまの見かけの骨材粒度を使用する。

d : 修正CBR

下層路盤材、歩道路盤材等に用いる再生骨材は、修正CBRが下表の数値以上でなければならない。なお、試験方法は、修正CBR試験方法 (JIS A 1211 に準拠した KODAN A 1211) によるものとする。

工種別毎の修正CBR値

工種別	修正CBR値
下層路盤材	40%以上
歩道路盤材等	20%以上

[注 1] 「歩道路盤材」には、簡易舗装に用いる路盤工等を含む。

[注 2] アスファルト再生骨材を含む下層路盤材料でも等値換算係数が新材と変わらない修正CBR値を採用している。

[注 3] 簡易舗装の場合、上層路盤工及び基層・表層の合計厚で30cmを境に目標とする修正CBR値が異なってくるが、本県の場合ほとんどが30cm以下であるため合計厚によらない修正CBR値を採用している。

e：アスファルト塊混入率

再生骨材に配合できるアスファルト塊は、70%（*）を上限とする。ただし、再生骨材にセメントや石灰による安定処理などを施した場合はこの限りではない。なお、アスファルト塊混入率は、下式による。

$$\frac{As}{Co + As} \times 100 (\%)$$

As：アスファルト塊 Co：コンクリート塊

（*）：「プラント再生舗装技術指針」による

aからeに記載のないものについては、「プラント再生舗装技術指針（社）日本道路協会」を参照すること。

6 重要構造物の基礎材

重要構造物に用いる基礎材としての品質規格は、再生資材を使用する場合の品質規格がないことから新材と同じ基準を満足しなければならない。

なお、重要構造物とは、安定計算を必要とする構造物である。

7 詰石材

カゴマットの中詰材や法枠の詰石材等の用途に利用できる再生資材は、コンクリート塊及びアスファルト塊の破砕材とする。なお、粒径は、100～200mmを標準とする。

利用にあたっては、「コンクリート塊、アスファルト塊の利用に関する取り扱いについて」を参考とし適正な利用を行うこと。

付 則

この使用基準は、平成11年4月1日から施行する。

この使用基準は、平成19年4月1日から施行する。